

●指定業種に係る事業所管大臣一覧

事前届出書及び一部の事後報告書には、発行会社が営む事前届出対象の事業を記載する必要があります。また、届出書等の名宛大臣として、当該事前届出対象の事業を所管する大臣を選択することとされていますが、事前届出対象の業種と、提出先の所管大臣の対応関係は以下のとおりです（かっこ内は、日本標準産業分類の細分類番号）。

○内閣総理大臣（警察庁）

警備業（9231）

○財務大臣及び内閣総理大臣（金融庁）

中央銀行業（6211）

○総務大臣

地域電気通信業《有線放送電話業を除く》（3711）、長距離電気通信業（3712）、有線放送電話業（3713）、その他の固定電気通信業（3719）、移動電気通信業（3721）、公共放送業《有線放送業を除く》（3811）、テレビジョン放送業《衛星放送業を除く》（3821）、ラジオ放送業《衛星放送業を除く》（3822）、衛星放送業（3823）、その他の民間放送業（3829）、有線テレビジョン放送業（3831）、有線ラジオ放送業（3832）、ポータルサイト・サーバ運営業（4011）、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ（4012）、インターネット利用サポート業（4013）

○厚生労働大臣

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品（病原生物に対する医薬品に限る）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに同法第二条第五項に規定する高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の製造業^(注)

生物学的製剤製造業（1653）

（注）医薬品中間物、高度管理医療機器、その附属品や部分品の製造業に該当する場合は、厚生労働大臣に加え、経済産業大臣欄もチェック。

○農林水産大臣

農林水産業（0111～0421）、肥料・飼料卸売業《一定の輸入業に限る》（5592）^(注)、農業協同組合（6324）、漁業協同組合、水産加工業協同組合（6325）、農業協同組合《他に分類されないもの》（8711）、水産共同組合《他に分類されないもの》（8712）、水産加工業協同組合《他に分類されないもの》（8713）、森林組合《他に分類されな

いもの» (8714)

(注) 該当する場合は、農林水産大臣に加え、経済産業大臣欄もチェック。

○経済産業大臣

武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物（国土交通大臣の所管に係るものを除く）、航空機（無人航空機を含む。）、人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料、原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質、これらの附属品・附属品の部分品・これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置、これらの製造業、機械修理業（電気機械器具を除く）及び電気機械器具修理業、これらの物を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）(0519)、輸出貿易管理令別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の製造業、外国為替令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する、製造業・ソフトウェア業・自然科学研究所・機械設計業・商品・非破壊検査業・その他の技術サービス業^(注1)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品（病原生物に対する医薬品に限る）に係る医薬品中間物並びに同法第二条第五項に規定する高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の製造業^(注2)

金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに規定するものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関するその他の金属鉱業(0519)、その他の非鉄金属第一次製錬・精製業(2319)、その他の非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）(2329)、その他の金属鉱業・その他の非鉄金属第一次製錬・精製業・その他の非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）のために使用する目的の物の製造業^(注1)、機械修理業（電気機械器具を除く）及び電気機械器具修理業^(注1)、ソフトウェア業^(注1)、その他の計量証明業(7459)

武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造に使用するために特に設計した素材、半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半

導体部素材又は半導体製造装置若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等、車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置、先端電子部品の製造業（積層セラミックコンデンサ等の電子部品類及びそれらの素材等）、複合機（データの送受信機能を有するものであって、複写やスキャン等の複数の機能を有する機械器具）の製造業

船舶の部品のうち、ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（ディーゼルエンジン（ニサイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフトに限る。）、航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）並びに主たる推進力を生み出すプロペラ（直径千六百ミリメートルを超えるものに限る。）の製造業^(注3)

原油鉱業（0531）、天然ガス鉱業（0532）、圧縮ガス・液化ガス製造業《ただし、半導体製造用のヘリウム又は希ガスの製造業に限る》（1623）、その他の無機化学工業製品製造業《ただし、半導体製造用のりん化合物又はふっ化水素酸の製造業に限る》（1629）、石油精製業（1711）、潤滑油・グリース製造業《石油精製によらないもの》（1721）、舗装材料製造業《ただし、石油製品製造業に限る》（1741）、その他の石油製品・石炭製品製造業《ただし、石油製品製造業に限る》（1799）、皮革及び皮革製品関連製造業（細分類 1189、1694、1921、1922、2011、2021、2031、2041、2051、2061、2071、2072、2081、2099、3253）、ガラス繊維・同製品製造業《ただし、石英系光ファイバ素線の製造業に限る》（2117）、コンクリート製品製造業《ただし、数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミニネラルキャストに限る）の製造業に限る》（2123）、他に分類されない鉄鋼業《ただし、金属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金の製造業に限る》（2299）、光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）《ただし、石英系光ファイバケーブルの製造業に限る》（2342）、他に分類されない非鉄金属製造業《ただし、金属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金の製造業に限る》（2399）、動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）《ただし、数値制御を行うことができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供される減速機の製造業に限る》（2531）、金属工作機械製造業《ただし、数値制御を行うことができる金属工作機械の製造業に限る》（2661）、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）《ただし、数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供されるボールねじ、リニアガイド又はリニアスケールの製造業に限る》（2663）、ロボット製造業《ただし、主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造業に限る》（2694）、他に分類されない生産用機械・同部分品製造業《ただし、金属の積層造形用の装置の製造業に限

る》(2699)、半導体素子製造業(光電変換素子を除く)(2813)、集積回路製造業(2814)、抵抗器・コンデンサ・变成器・複合部品製造業《ただし、積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ又は積層チップインダクターの製造業に限る》(2821)、半導体メモリメディア製造業(2831)、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業(2832)、電子回路基板製造業(2841)、電子回路実装基板製造業(2842)、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業《SAWフィルタ、BAWフィルタ及び水晶振動子等の製造業に限る。》(2899)、発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業《ただし、数値制御を行うことができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供されるサーボ機構の製造業に限る》(2911)、配電盤・電力制御装置製造業《ただし、数値制御を行うことができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造又は補修の用に供される数値制御装置又はプログラマブルロジックコントローラの製造業に限る》(2914)、蓄電池製造業《ただし、車載用(駆動用動力源としての用途に限る)又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る》(2951)、その他の電気機械器具製造業《ただし、武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造業に限る》(2999)、有線通信機械器具製造業(3011)、スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業(3012)、無線通信機械器具製造業(3013)、電子計算機製造業《パーソナルコンピュータ製造業を除く》(3031)、パーソナルコンピュータ製造業(3032)、外部記憶装置製造業(3033)、電気業(3300、3309、3311、3312、3313、3314)、ガス業(3400、3409、3411、3412、3413)、熱供給業(3511)、受託開発ソフトウェア業(3911)、組込みソフトウェア業(3912)、パッケージソフトウェア業(3913)、情報処理サービス業(3921)、石油備蓄業に係る倉庫業《冷蔵倉庫業を除く》(4711)、石油備蓄業に係る冷蔵倉庫業(4721)、石油卸売業《天然ガス卸売業を含む》(5331)、肥料・飼料卸売業《一定の輸入業に限る》(5592)^(注4)、ガソリンスタンド(6051)、石油に係る燃料小売業《ガソリンスタンドを除く》(6052)、液化石油ガス(LPG)充てん業及び液化石油ガス(LPG)貯蔵業(9299)

(注1) 船舶に係るものである場合は、経済産業大臣に加え、国土交通大臣欄もチェック。

(注2) 該当する場合は、経済産業大臣に加え、厚生労働大臣欄もチェック。

(注3) 該当する場合は、経済産業大臣に加え、国土交通大臣欄もチェック。

(注4) 該当する場合は、経済産業大臣に加え、農林水産大臣欄もチェック。

○国土交通大臣

上水道業(3611)、普通鉄道業(4211)、軌道業(4212)、地下鉄道業(4213)、モノレール鉄道業《地下鉄道業を除く》(4214)、案内軌条式鉄道業《地下鉄道業を除く》(4215)、鋼索鉄道業(4216)、索道業(4217)、その他の鉄道業(4219)、一般乗合旅客自動車運送業(4311)、沿海旅客海運業(4521)、沿海貨物海運業(4522)、港湾旅

客海運業（4531）、河川水運業（4532）、湖沼水運業（4533）、内航船舶貸渡業（4542）、航空運送業（4611）、航空機使用業（航空運送業を除く）（4621）、鉄道施設提供業（4851）

船舶製造・修理業（3131）、船体ブロック製造業（3132）、舟艇製造・修理業（3133）及び船用機関製造業（3134）（武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物、この附属品・附属品の部分品・この製作に使用するために特に設計した素材又はこの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置の製造業に限る。）

輸出貿易管理令別表第一の一から十五までの項の中欄に掲げる貨物の製造業（船舶に係るものに限る。）^(注)

外国為替令別表の一から十五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する製造業（船舶に係るものに限る。）^(注)

金属鉱物（独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに規定するものに限る。）に関するその他の金属鉱業のために使用する目的の物の製造業、機械修理業（電気機械器具を除く）及び電気機械器具修理業、ソフトウェア業（いずれも船舶に係るものに限る。）^(注)

海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令に規定する海岸に係る海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理に係る建設工事又は排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第八条に規定する特定離島港湾施設の建設工事（発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負ったものに限る。）を行う建設業又は当該工事のための調査、測量若しくは設計（発注者（調査、測量又は設計（他の者から請け負ったもの又は委託されたものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負ったもの又は委託されたものに限る。）を行う土木建築サービス業（土木に係るものに限る。）

船舶の部品のうち、ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（ディーゼルエンジン（二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフトに限る。）、航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）並びに主たる推進力を生み出すプロペラ（直径千六百ミリメートルを超えるものに限る。）の製造業^(注)

（注）該当する場合は、国土交通大臣に加え、経済産業大臣欄もチェック。